

別添1

治験計画届書等の記載要領

各届書の記載については、原則として次によること。

1. 治験届出共通事項

(1) 治験識別記号

- ①自社、治験機器提供者又は自ら治験を実施する者が定めた治験識別記号（アルファベット及び数字の組み合わせで計20桁以内）を半角文字で記載すること。
- ②初回届出時に届け出た治験識別記号を変更する場合には、変更を届け出る届書にて、変更年月日、変更理由を明らかにすること。
- ③構造及び原理が異なる被験機器には、別の記号を用いること。また、構造及び原理が同一であっても使用形態が異なる機械器具等の場合等は、別の治験識別記号として差し支えないこと。
- ④治験識別記号は一連の治験を通して一つとすること。

(2) 治験の種類

企業が依頼する治験、自ら実施する治験のどちらの場合であるかを記載すること。

(3) 初回届出年月日

同一治験識別記号に係る初回の治験計画届書を届け出た年月日を記載すること。

(4) 類別

平成17年2月16日薬食機発第0216001号「医療機器の製造販売申請に際し留意すべき事項について」（以下「室長通知」という。）の記の第2の1に準じて記載すること。

(5) 一般的名称及びクラス分類

一般的名称は、室長通知の記の第2の2の（1）に準じて記載すること。クラス分類は、平成16年7月20日薬食発第0720022号厚生労働省医薬食品局長通知「薬事法第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器（告示）及び薬事法第二条第八項の規定により厚生労働大臣が指定する特定保守管理医療機器（告示）の施行について」の別表1によるクラス分類を記載すること。

(6) 備考欄

担当者の氏名、所属及び電話、FAX番号を必ず記載すること。

(7) その他

届出者の氏名の下に、括弧書きで業者コード（9桁）を記載すること。業者コードを有していない者は「999999999」と記載すること。

2. 治験計画届書（局長通知別紙様式1及び別紙様式2関係）

(1) 届出回数

同一治験識別記号に係る治験計画届書（変更届書等は含まない。）の通算の届出回数を記載すること。また、既承認医療機器について使用目的、効能又は効果の追加等承認事項の一部変更承認のために治験を行う場合であって、以前に当該治験機器に係る治験計画届書を提出したことがある場合には、原則として同一治験識別記号とし、連番で記載（例えば、以前に計2回の届出を行っている場合には第3回と記入）すること。

(2) 製造所又は営業所（治験機器提供者）の名称及び所在地

① 企業が依頼する治験の場合

製造の場合は製造所、輸入の場合は営業所の名称及び所在地を記載すること。

② 自ら実施する治験の場合

治験機器提供者の名称及び所在地を記載すること。また、治験機器提供者が外国製造業者である場合は、外国製造業者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）、住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）を邦文及び英文で記載すること。

(3) 形状、構造及び原理

室長通知の記の第2の4に準じて記載すること。

(4) 原材料等

室長通知の記の第2の5に準じて記載すること。

(5) 製造方法

室長通知の記の第2の8に準じて記載すること。また、製造、輸入の別を記載することとし、輸入の場合には、輸入先での製造方法の他、輸入先の国名、製造業者の氏名又は名称及び輸入先における販売名を記載すること。

(6) 予定される使用目的、効能又は効果

室長通知の記の第2の3に準じて記載すること。

(7) 予定される操作方法又は使用方法

室長通知の記の第2の7に準じて記載すること。

(8) 治験計画の概要

① 目的

目的を具体的かつ詳細に記載し、治験実施計画書に記載された目的と整合を図ること。なお、性質の異なる複数の目的を掲げる場合には、別個の計画としない理由を説明すること。

② 予定被験者数

被験機器が使用される予定の被験者数を記載すること。なお、比較試験の場合には、括弧書きで対照群も含めた合計の被験者数を記載すること。

③ 対象疾患

具体的な疾患名を記載すること。健康人の場合は、その旨を記載すること。

④ 操作方法又は使用方法

用いられる操作方法又は使用方法を詳細に記載すること。

⑤ 実施期間

治験依頼者による治験については、医療機関ごとの治験の予定契約締結日のうち最も早い日から、医療機関における観察終了予定日のうち最も遅い日までを含む期間を年月日で記載すること。自ら治験を実施する者による治験については、治験機器提供者からの治験機器入手日から、医療機関における観察終了予定日のうち最も遅い日までを含む期間を年月日で記載すること。

⑥ 有償の理由

無償の場合には、欄に斜線を引くこと（治験は、その趣旨からも無償が原則であること。）。特に有償としなければならない場合は、その理由を具体的かつ詳細に記載すること。

⑦から⑩について、多施設共同治験等、複数の医療機関で実施する治験の場合には、「別紙のとおり」と記載し、実施医療機関ごとに一覧表にまとめた表を別紙として添付しても差し支えない。

⑦ 治験の費用負担者

費用負担者及びその妥当性について記載すること。企業が依頼する治験の場合

は、空欄とすること。

(8) 実施医療機関の名称及び所在地

実施医療機関の名称、所在地及び代表電話番号を記載すること。なお、名称について、「○○大学医学部附属○○病院○○科」などと具体的に記載すること。

(9) 治験責任医師の氏名及び職名

氏名及び実施医療機関における職名を記載すること。

(10) 治験分担医師の氏名及び職名

氏名及び実施医療機関における職名を記載すること。

(11) 治験機器の予定交付（入手）数量

実施医療機関における治験機器（比較対照となる対照機器がある場合は対照機器も含む。）の予定交付（入手）数量を種類別に記載すること。なお、使用方法及び予定被験者数からみて適正な数量を交付（入手）すること。

(12) 実施医療機関ごとの予定被験者数

実施医療機関ごとの予定被験者数を記載すること。

(13) その他

共同開発であって連名で届け出る場合に、実施医療機関ごとに担当会社又は担当者が異なる場合には、会社名又は氏名を記載すること

(14) 治験調整医師又は治験調整委員会構成医師の氏名及び職名

治験調整医師又は治験調整委員会に治験の細目について調整する業務を委嘱する場合には、治験調整医師又は治験調整委員会構成医師の氏名、所属機関、所属及び職名を記載すること。

(15) 治験の実施（依頼・準備を含む。）・管理業務を受託する者の氏名、住所及び受託する業務の範囲

治験の依頼、実施（依頼・準備を含む。）及び管理に係る業務の一部を委託する場合には、受託する者の氏名、住所及び委託する業務の範囲を記載すること。

(9) 備考

届書に添付した資料名を記載すること。

3. 治験計画変更届書（局長通知別紙様式3及び別紙様式4関係）

(1) 届出回数

治験変更届書の対象となる治験計画届書に記載した届出回数を記載すること。

(2) 治験計画届出年月日・変更回数

治験変更届書の対象となる治験計画届書の届出年月日を記載すること。また、治験計画変更届について、治験計画届書ごとに何回目の変更届にあたるか、その変更回数を記載すること。

(3) 変更理由

① 事項

治験計画届書の記載事項の中で該当する事項（項目）を記載すること。

② 変更前

変更前の内容を記載すること。

③ 変更後

変更後の内容を記載すること。

④ 変更年月日

変更を決定した年月日又は変更予定年月日を記載すること。予定被験者数、操作方法又は使用方法、実施期間については変更を決定した年月日、実施医療機関の追

加については当該医療機関との予定契約締結日、治験責任医師等の氏名及び職名について変更（予定）年月日を記載すること。

⑤ 変更理由

変更する事項ごとに変更の理由を具体的に記載すること。

(4) 備考

届書に変更事項に関する資料を添付した場合には、その資料名を記載すること。

4. 治験中止届書（局長通知別紙様式5及び別紙様式6関係）

(1) 届出回数

治験中止届書の対象となる治験計画届書に記載した届出回数を記載すること。

(2) 治験計画届出年月日・届出回数

治験中止届書の対象となる治験計画届書の届出年月日を記載すること。

(3) 中止時期

中止を決定した年月日を記載すること。

(4) 中止理由

中止の理由を具体的に記載すること。

(5) その後の対応状況

中止を決定した後の対応状況を具体的に記載すること。

(6) 実施医療機関ごとの状況

① 医療機関の名称

実施医療機関の名称を記載すること。

② 交付（入手）数量

実施医療機関ごとに、実際に交付（入手）した治験機器の数量を種類別に記載すること。なお、医療機関において既に購入された既承認の医療機器を対照機器として使用する場合においては、医療機関において当該対照医療機器が治験機器管理者へ移管したことをもって交付（入手）されたものとみなす。

③ 使用数量

実施医療機関ごとに、実際に使用した治験機器の数量を種類別に記載すること。

④ 回収・廃棄等数量

実施医療機関ごとに、回収・廃棄等を行った治験機器の数量を種類別に記載すること。なお、据付け型の大型機器等で回収を行えない場合には、回収を行わない理由、治験の中止に際してとった措置を記載すること。

⑤ 被験者数

実施医療機関ごとに、被験者数を記載すること。

(7) 備考

届書に中止理由に関する資料を添付した場合には、その資料名を記載すること。

5. 治験終了届書（局長通知別紙様式7及び別紙様式8関係）

(1) 届出回数

治験終了届書の対象となる治験計画届書に記載した届出回数を記載すること。

(2) 治験計画届出年月日

治験終了届書の対象となる治験計画届書の届出年月日を記載すること。

(3) 実施医療機関ごとの状況

① 医療機関の名称

実施医療機関の名称を記載すること。

② 交付（入手）数量

実施医療機関ごとに、実際に交付（入手）した治験機器の数量を種類別に記載すること。なお、医療機関において既に購入された既承認の医療機器を対照機器として使用する場合においては、医療機関において当該対照医療機器が治験機器管理者へ移管したことをもって交付（入手）されたものとみなす。

③ 使用数量

実施医療機関ごとに、実際に使用した治験機器の数量を種類別に記載すること。

④ 回収・廃棄等数量

実施医療機関ごとに、回収・廃棄等を行った治験機器の数量を種類別に記載すること。なお、据付け型の大型機器等で回収を行えない場合には、回収を行わない理由、治験の終了に際してとった措置を記載すること。

⑤ 被験者数

実施医療機関ごとに、被験者数を記載すること。

6. 提出方法

- (1) 治験の計画等の届出については、総合機構審査管理部審査企画課に提出すること。
- (2) 届出に際しては、届出ごとに届書1部を提出すること。なお、法第80条の2第3項後段の規定による調査の対象となる治験の治験計画届書については届書2部を提出すること。添付資料については、いずれの場合も提出部数は2部とすること。
- (3) 開発中止届については、治験識別記号、初回届出受付番号、初回届出年月日、届出年月日、届出分類、中止時期（開発中止を決定した年月日）、中止理由（開発中止の具体的な理由）、備考、届出書添付資料（資料を添付した場合）及び届出者に関する情報を記載して総合機構審査管理部審査企画課に提出すること。また、植込み型治験機器であって、開発中止後も治験機器が被験者に継続して使用される場合には、その取扱いについて備考欄に記載すること。